

第2章 個別労働紛争に関するあっせん

第1節 あっせんの状況

1 あっせんの係属状況

(1) 概況

あっせんを実施している労働委員会は、4年末現在、44道府県労委である。

4年に係属した個別労働紛争に関するあっせん件数は264件で、このうち3年から繰越されたものは34件、新規に係属したものは230件であった（第47表参照）。

(2) 新規係属件数

新規係属件数は230件で、3年に比べ13件の減少となった。過去5年の推移は、30年309件、元年330件、2年284件、3年243件となっている（図5参照）。

(3) 開始事由別新規係属状況

新規係属事件を開始事由別にみると、労働者からの申請が224件・97.4%（3年237件・97.5%）、使用者からの申請が6件・2.6%（同6件・2.5%）、労使双方からの申請が0件・0%（同0件・0%）であった（第48表参照）。

(4) 道府県労委別新規係属状況

新規係属事件を道府県労委別にみると、鳥取29件・12.6%（3年17件・7.0%）が最も多く、次いで、愛知14件・6.1%（同11件・4.5%）、埼玉、新潟ともに12件・5.2%（同埼玉17件・7.0%、新潟12件・4.9%）、北海道、沖縄ともに11件・4.8%（同北海道14件・5.8%、沖縄5件・2.0%）が続いている（第47表参照）。

第47表 道府県労委別個別労働紛争あっせん件数

(単位:件)

区分 都道府県 労委	あ っ せ ん								
	係 属 件 数			終 結 件 数					次 期 繰 越
	前 期 繰 越	新 規 係 属 件 数	計	解 決	打 切	取 下	不 開 始	計	
北海道	1	11	12	4	4	4	0	12	0
青森	0	5	5	3	1	1	0	5	0
岩手	0	1	1	1	0	0	0	1	0
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	0	2	2	0	0	0	2	2	0
山形	1	3	4	2	1	0	0	3	1
福島	0	2	2	0	2	0	0	2	0
茨城	0	6	6	0	4	0	0	4	2
栃木	0	6	6	2	0	0	3	5	1
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉	2	12	14	4	7	1	0	12	2
千葉	1	5	6	3	2	1	0	6	0
東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川	0	1	1	0	0	0	0	0	1
新潟	2	12	14	5	6	3	0	14	0
山梨	0	6	6	3	2	1	0	6	0
長野	1	9	10	2	5	2	0	9	1
静岡	4	9	13	7	3	0	0	10	3
富山	0	2	2	1	0	0	1	2	0
石川	0	1	1	0	0	1	0	1	0
福井	2	3	5	2	3	0	0	5	0
岐阜	0	2	2	1	0	0	1	2	0
愛知	1	14	15	3	10	1	0	14	1
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀	1	7	8	5	2	1	0	8	0
京都	8	9	17	13	2	0	1	16	1
大阪	0	2	2	1	0	0	0	1	1
兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良	0	2	2	0	1	0	0	1	1
和歌山	0	5	5	0	2	1	0	3	2
鳥取	0	29	29	17	7	1	0	25	4
島根	0	5	5	0	0	1	0	1	4
岡山	1	4	5	1	3	1	0	5	0
広島	1	10	11	3	6	0	0	9	2
山口	1	1	2	1	1	0	0	2	0
徳島	1	5	6	2	0	1	0	3	3
香川	1	2	3	2	1	0	0	3	0
愛媛	0	1	1	0	0	0	1	1	0
高知	0	5	5	3	0	0	0	3	2
福岡	0	2	2	1	1	0	0	2	0
佐賀	0	3	3	2	1	0	0	3	0
長崎	3	5	8	3	3	0	0	6	2
熊本	0	9	9	0	8	0	0	8	1
大分	0	1	1	1	0	0	0	1	0
宮崎	2	1	3	0	3	0	0	3	0
鹿児島	0	1	1	1	0	0	0	1	0
沖縄	0	11	11	2	4	1	0	7	4
総計 (注2)	34	230	264	100	94	22	9	225	39
				44.4%	41.8%	9.8%	4.0%	100%	
3年 (注2)	41	243	284	90	131	23	6	250	34
				36.0%	52.4%	9.2%	2.4%	100%	

(注)1. 東京都、兵庫県、福岡県には労働委員会が主体となる制度は設けられていないが、次の制度がある。

東京都：都によるあっせんを実施。

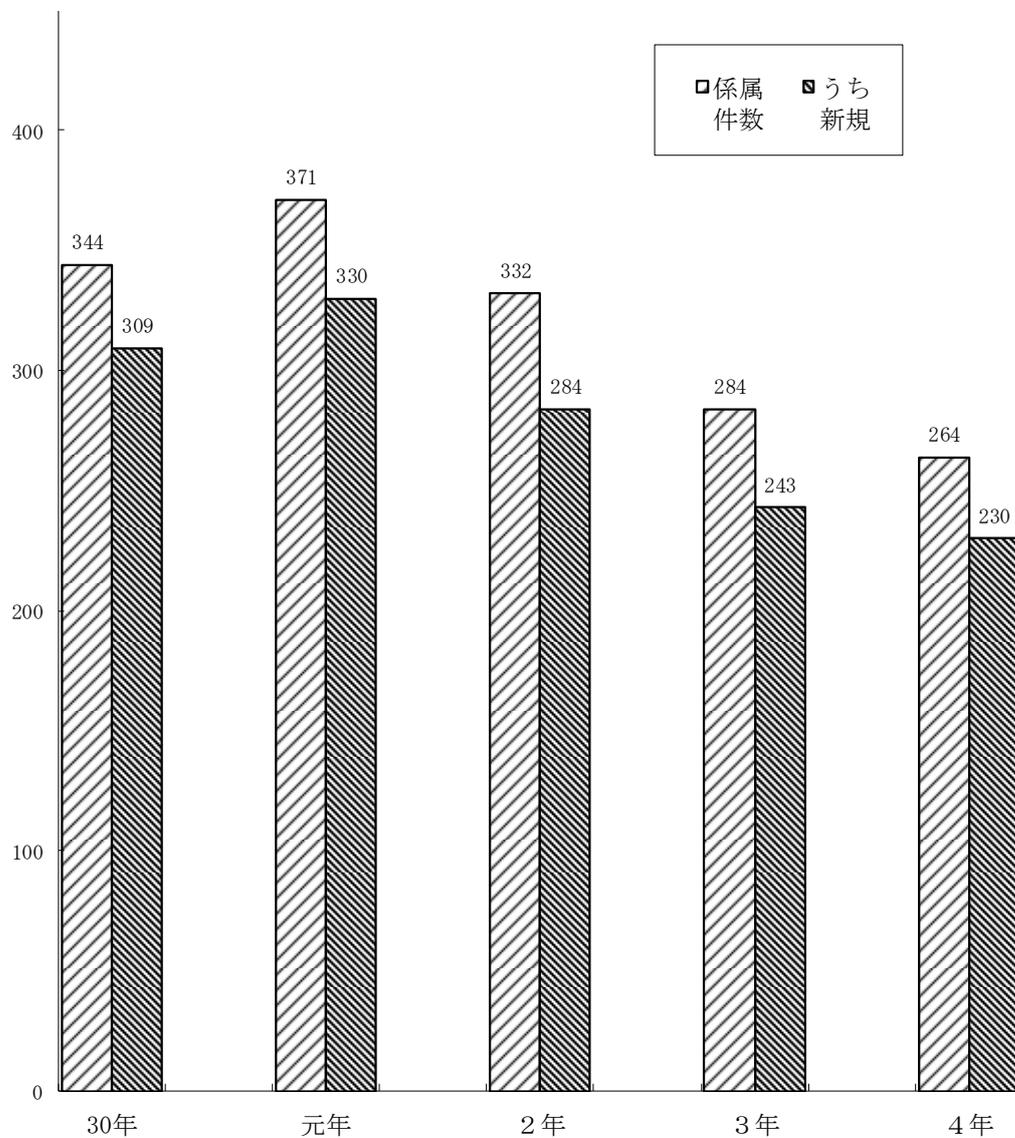
兵庫県：労使相談センターによるあっせんを実施。

福岡県：県によるあっせんを実施。その中で労働委員会委員によるあっせんの制度が設けられている。(表中は委員によるあっせんの件数)

2. 総計には、福岡県の件数は含まれていない。

図5 あっせん件数の推移

(単位：件)



(注) 個別労働紛争に関するあっせん実施道府県労委の計(44労委)。

第48表 新規係属事件における開始事由別個別労働紛争あつせん件数の推移

(単位：件)

開始事由 年	労働者申請		使用者申請		労使双方申請		合計	
	30年	301	97.4%	8	2.6%	0	0.0%	309
元年	318	96.4%	12	3.6%	0	0.0%	330	100%
2年	278	97.9%	6	2.1%	0	0.0%	284	100%
3年	237	97.5%	6	2.5%	0	0.0%	243	100%
4年	224	97.4%	6	2.6%	0	0.0%	230	100%

2 あつせん事件における関係当事者の特徴

(1) 労働組合の有無別及び従業員数規模別事業主の状況

終結した事件を労働組合の有無別・従業員数規模別にみると、労働組合ありでは、従業員数が9人以下は0件・0.0%（3年0件・0.0%）、10人以上49人以下は5件・12.2%（同1件・2.5%）、50人以上99人以下は3件・7.3%（同4件・10.0%）、100人以上299人以下は10件・24.4%（同5件・12.5%）、300人以上499人以下は4件・9.8%（同5件・12.5%）、500人以上は19件・46.3%（同22件・55.0%）であった。

労働組合なしでは、従業員数が9人以下は28件・16.4%（同37件・20.4%）、10人以上49人以下は51件・29.8%（同69件・38.1%）、50人以上99人以下は23件・13.5%（同18件・9.9%）、100人以上299人以下は34件・19.9%（同22件・12.2%）、300人以上499人以下は10件・5.8%（同4件・2.2%）、500人以上は16件・9.4%（同22件・12.2%）であった（第49表参照）。

第49表 当事者である事業主の状況

(単位：件)

		9人以下	10人以上 49人以下	50人以上 99人以下	100人以上 299人以下	300人以上 499人以下	500人以上	企業規模 不明	合計
		4年 (3年)	組合あり	0 (0)	5 (1)	3 (4)	10 (5)	4 (5)	19 (22)
組合なし	28 (37)		51 (69)	23 (18)	34 (22)	10 (4)	16 (22)	9 (9)	171 (181)
合計	28 (37)		56 (70)	26 (22)	44 (27)	14 (9)	35 (44)	9 (12)	212 (221)

(注) 1. 件数は終結件数である。3年は29件、4年は13件が組合の有無について不明。

2. 下段の（ ）は3年の数値である。

(2) 労働者の就労状況

終結した事件の労働者の就労状況は、正社員が125件・55.6%（3年141件・56.4%）、パート・アルバイトが47件・20.9%（同49件・19.6%）、契約社員が33件・14.7%（同34件・13.6%）、派遣労働者が11件・4.9%（同12件・4.8%）、その他が9件・4.0%（14件・5.6%）となっている（第50-1表、図6参照）。

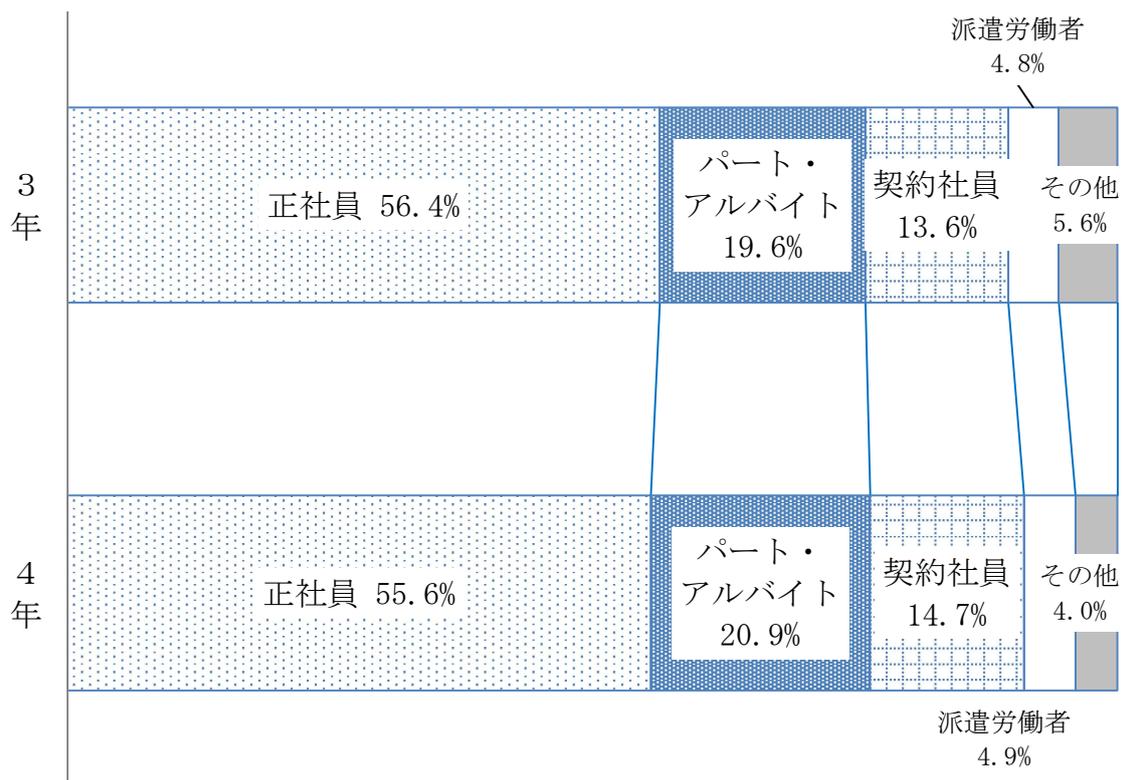
第50-1表 個別労働紛争の当事者である労働者の就労状況

（単位：件）

就労状況	正社員		パート・アルバイト		契約社員		派遣労働者		その他		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
3年	141	56.4%	49	19.6%	34	13.6%	12	4.8%	14	5.6%	250	100%
4年	125	55.6%	47	20.9%	33	14.7%	11	4.9%	9	4.0%	225	100%

- (注) 1. 件数は終結件数である。
 2. 就労状況の「その他」とは、業務委託、試用期間、嘱託など。

図6 労働者の就労状況



(3) 労働者の就労状況別及びあっせんの内容別事項

終結事件に係る労働者の就労状況別・あっせんの内容別事項をみると正社員、パート・アルバイト及び契約社員では「経営又は人事」が最も多いが、派遣労働者は「職場の人間関係」、その他は「賃金等」が最も多い。（第50-2表参照）。

第50-2表 労働者の就労状況、内容別個別労働紛争あつせん事項

(単位：件)

事項 就労状況	経営又は 人事		賃金等		労働条件等		職場の 人間関係		その他		合計	
	正社員	85	37.6% (1)	58	25.7% (2)	27	11.9% (4)	45	19.9% (3)	11	4.9% (5)	226
パート・ アルバイト	31	37.3% (1)	13	15.7% (3)	13	15.7% (3)	20	24.1% (2)	6	7.2% (5)	83	100%
契約社員	25	44.6% (1)	12	21.4% (2)	8	14.3% (3)	7	12.5% (4)	4	7.1% (5)	56	100%
派遣労働者	3	23.1% (2)	0	0.0% (5)	2	15.4% (4)	5	38.5% (1)	3	23.1% (2)	13	100%
その他	4	23.5% (2)	8	47.1% (1)	0	0.0% (5)	1	5.9% (4)	4	23.5% (2)	17	100%

- (注) 1. 複数の内容を含むあつせんもあるため、合計は終結件数とは一致しない。
 2. 下段の()は、各就労状況におけるあつせん事項の順位を表す。

3 あつせん内容の特徴

新規係属事件 230 件に係るあつせんの内容別事項数 386 件 (3 年 387 件) のうち、「経営又は人事」が 145 件・37.6% (同 152 件・39.3%)、「賃金等」が 88 件・22.8% (同 74 件・19.1%)、「労働条件等」が 41 件・10.6% (同 45 件・11.6%)、「職場の人間関係」が 79 件・20.5% (同 78 件・20.2%)、「その他」が 33 件・8.5% (同 38 件・9.8%) となっている。

3 年と比べると、「経営又は人事」が 7 件、「労働条件等」は 4 件、「その他」は 5 件減少し、「賃金等」が 14 件、「職場の人間関係」が 1 件増加している (第 51 表参照)。

第51表 新規係属事件における内容別個別労働紛争あっせん事項の推移

(単位：件)

	経営又は人事		賃金等		労働条件等		職場の人間関係		その他		合計		新規係属事件数
30年	202	39.5%	89	17.4%	74	14.5%	103	20.2%	43	8.4%	511	100%	309
元年	220	41.3%	104	19.5%	47	8.8%	123	23.1%	39	7.3%	533	100%	330
2年	182	39.7%	109	23.7%	46	10.0%	87	19.0%	35	7.6%	459	100%	284
3年	152	39.3%	74	19.1%	45	11.6%	78	20.2%	38	9.8%	387	100%	243
4年	145	37.6%	88	22.8%	41	10.6%	79	20.5%	33	8.5%	386	100%	230

(注) 複数の内容を含むあっせんもあるため、合計は新規係属事件数に一致しない。

4 あっせん員の構成

終結した事件 225 件のうち、あっせん員の指名がされた 197 件 (3 年 221 件) について、あっせん員の構成をみると、公・労・使三者委員によるものが 157 件・79.7% (同 176 件・79.6%)、委員及び事務局職員が 21 件・10.7% (同 20 件・9.0%) などとなっている (第 52 表参照)。

第 52 表 あっせん員の構成

(単位：件)

	委 員						委員+非委員				非 委 員		合計					
	三者構成		公益委員のみ		その他		委員及び事務局職員		その他		事務局職員			その他				
							うち、委員三者構成											
3年	176	79.6%	5	2.3%	0	0.0%	20	9.0%	20	9.0%	5	2.3%	0	0.0%	15	6.8%	221	100%
4年	157	79.7%	1	0.5%	0	0.0%	21	10.7%	19	9.6%	8	4.1%	0	0.0%	10	5.1%	197	100%

5 あっせんの終結

(1) 処理状況

4 年は、3 年からの繰越 34 件を含む 264 件 (3 年 284 件) の係属事件のうち、225 件 (同 250 件) が終結し、39 件 (同 34 件) が 5 年に繰り越された。終結した 225 件のうち、当事者があっせんを行うことに同意したもの (「あっせんあり」) は 122 件 (同 129 件)、同意しなかったもの (「あっせんなし」) は 103 件 (同 121 件) であった (第 47 表、チャート β 参照)。

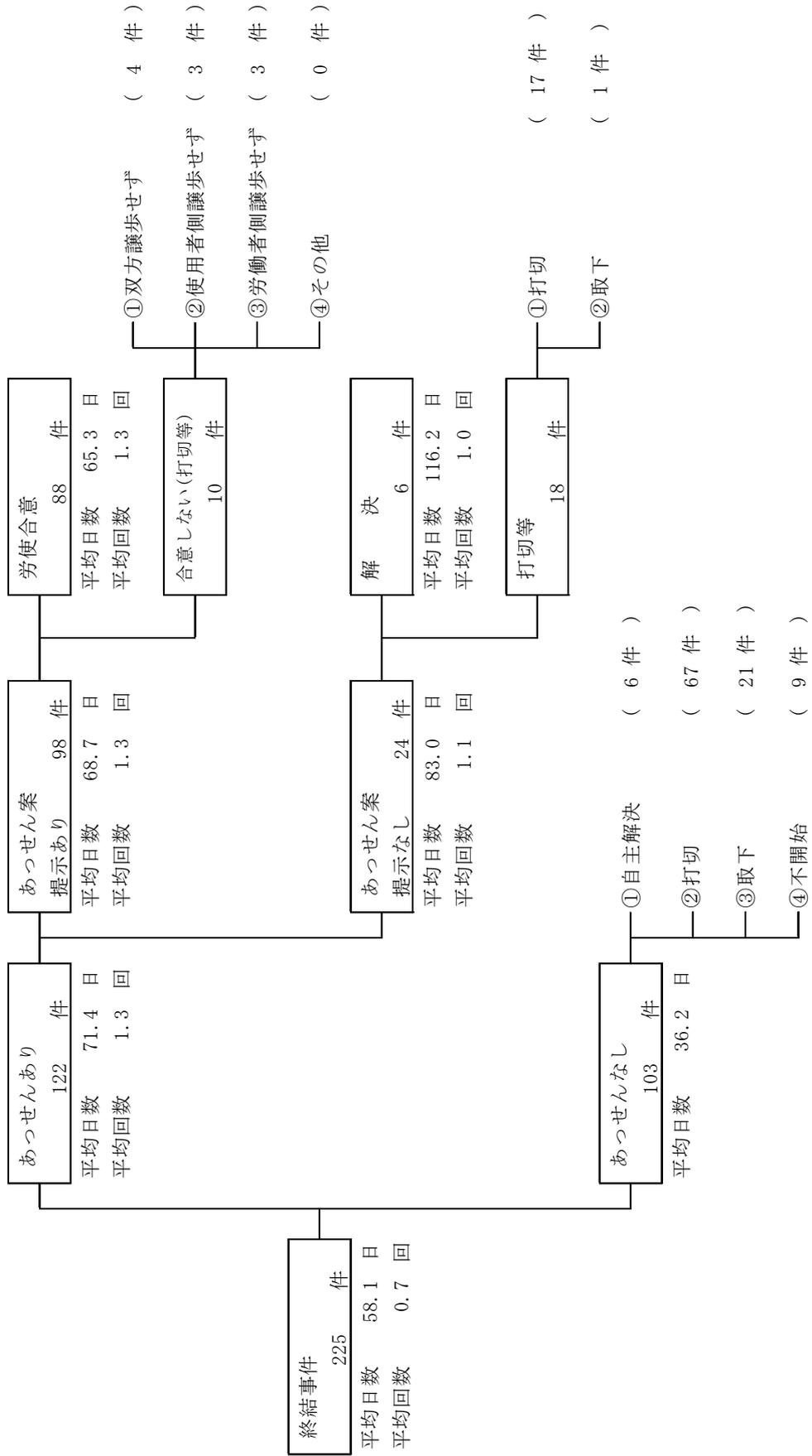
(2) あっせんを行った事件

あっせんを行うことに同意した事件 122 件（3 年 129 件）のうち、あっせん案の提示があった 98 件（同 83 件）の内訳をみると、労使合意したもの（解決）が 88 件（同 78 件）、労使合意しなかったもの（打切等）が 10 件（同 5 件）であった。労使合意しなかった 10 件の内訳は「双方譲歩せず」が 4 件、「使用者側譲歩せず」が 3 件、「労働者側譲歩せず」が 3 件となっている。また、あっせん案の提示がなかった 24 件の内訳をみると、解決 6 件、打切等が 18 件となっている（チャート β 参照）。

(3) あっせんを行わなかった事件

被申請者があっせんを行うことに同意しなかった事件 103 件（3 年 121 件）の内訳をみると、打切が 67 件（同 88 件）と最も多く、次いで、取下 21 件（同 22 件）、不開始 9 件（同 6 件）、自主解決 6 件（同 5 件）となっている（チャート β 参照）。

チャートβ 個別労働紛争に関するあっせんの処理状況(フローチャート)



※ 平均日数 = 処理日数 ÷ 取下及び不開始を除く終結件数

(4) 解決状況

4年に終結した事件225件(3年250件)のうち、取下・不開始を除く194件(同221件)の終結状況は、解決100件(同90件)、打切94件(同131件)で、その解決率は51.5%(同40.7%)であった(第53表参照)。

第53表 個別労働紛争あっせんの終結状況、解決率

(単位：件)

	終 結 件 数										解決率
	解決		打切		取下		不開始		合計		
30年	123	40.6%	131	43.2%	38	12.5%	11	3.6%	303	100%	48.4%
元年	127	39.3%	150	46.4%	41	12.7%	5	1.5%	323	100%	45.8%
2年	125	43.0%	124	42.6%	34	11.7%	8	2.7%	291	100%	50.2%
3年	90	36.0%	131	52.4%	23	9.2%	6	2.4%	250	100%	40.7%
4年	100	44.4%	94	41.8%	22	9.8%	9	4.0%	225	100%	51.5%

(注) 1. 解決率(%) = 解決件数 ÷ 取下・不開始を除く終結件数 × 100

2. 被申請者の不参加による打切について、平成28年分から「打切」に分類している。

(5) 平均処理日数

取下・不開始を除く194件(3年221件)の平均処理日数は57.5日(同54.5日)であった(第54表参照)。

第54表 個別労働紛争のあっせん平均処理日数

(単位：日)

	30年	元年	2年	3年	4年
平均処理日数	48.4	46.4	52.9	54.5	57.5

(注) あっせん処理日数は、申請書受付日(又はあっせん員指名日・あっせん受任日)～終結日で計算している。